

2 道路の変更に関する案件概要

議第 9 1 3 号 横浜国際港都建設計画道路の変更（横浜市決定）

1 3・2・3号 新横浜元石川線

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・2・3	新横浜元石川線	港北区篠原町	青葉区美しが丘二丁目(川崎市界)	省略(計画書参照)	約 14,530m		6車線	32m		路線の幅員 18m ~ 39m
	車線の数の内訳	2車線		約 3,000m							
		4車線		約 3,700m							
		6車線		約 7,830m							
構造形式の内訳	港北区小机町	港北区小机町		約 770m	嵩上式		32m				
				約 13,760m	地表式		18~39m	省略(計画書参照)			

(内容)

新横浜元石川線は、港北区篠原町から港北ニュータウンを經由し、青葉区美しが丘二丁目(川崎市界)を結ぶ延長約 14,530mの都市計画道路です。

今回、高速横浜環状北線の港北ジャンクションのコンパクト化に伴い、港北ジャンクション周辺の交通処理を検討した結果、円滑な交通処理を確保するため、港北ニュータウン方面から川向線への交通を処理する右折立体交差を設置するとともに、新横浜方面からの交通を処理する左折導流路の設置に伴い、歩行者の安全性確保の為に立体横断施設を設けることから、区域の変更を行うものです。

また、都市計画法施行令の一部を改正する政令(平成 10 年政令第 331 号)の施行に伴い、今回、本路線の車線の数を定めます。

2 3・2・13号 川向線

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・13	川向線	都筑区川向町	都筑区東方町		約 1,180m	地表式	4車線	32m	省略 (計画書参照)	路線の幅員 24m ~ 38m

(内容)

川向線は、新横浜元石川線から高速横浜環状北線へのアクセス道路として平成12年7月14日に都市計画決定し、事業を進めています。

今回、高速横浜環状北西線の計画に伴い、中山方面と横浜環状道路とのアクセス機能の強化を図るため、本路線を川崎町田線まで延伸するとともに、高速横浜環状北線の港北ジャンクションの見直しに伴い、区域の一部を縮小するなどの変更を行うものです。これにより、終点が都筑区川向町から東方町へ、延長が約290mから約1,180mへそれぞれ変更となります。

また、都市計画法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第331号)の施行に伴い、今回、本路線の車線の数を定めます。

3 3・3・26号 川崎町田線

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・26	川崎町田線	鶴見区矢向四丁目(川崎市界)	青葉区恩田町(町田市界)	省略 (計画書参照)	約 20,040m	地表式	4車線	22m	省略 (計画書参照)	路線の幅員 11m ~ 33m
	車線の数の内訳	2車線		約 5,180m							
		4車線		約 14,860m							
なお支線	1号線	都筑区佐江戸町	都筑区佐江戸町		約 210m	地表式		10m			
支線	2号線	都筑区佐江戸町	都筑区佐江戸町		約 450m	地表式		10m			

(内容)

川崎町田線は、鶴見区矢向四丁目(川崎市界)から青葉区恩田町(町田市界)を連絡する延長約20,040mの都市計画道路です。

今回、高速横浜環状北西線の計画に合わせ、川向線の本路線まで延伸することに伴い、中山方面から横浜環状道路へのアクセス機能の強化及び交通処理の円滑化を図るため、川向線との接続部において右折車線を設けることから、区域の変更を行うものです。

また、都市計画法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第331号)の施行に伴い、今回本路線の車線の数を定めます。